

## 令和8年度 小国町会計年度任用職員 募集要項

令和8年度小国町会計年度任用職員を次のとおり募集します。  
ご応募の際は、この募集要項をご確認のうえ、お申込みください。

### ◎会計年度任用職員について

- (1) 任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の会計年度の末日までの期間の範囲内となります。
- (2) 当該会計年度任用職員と同じ職務内容の職が翌年度設置される場合、同一の者が、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されることがあります。
- (3) 任用開始後（再度の任用を含む）1 か月は条件付任用期間となります。
- (4) 服務について、地方公務員法上の服務に関する規定（※）が適用され、懲戒処分の対象となります。  
※服務の宣誓、法令等及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等。
- (5) 本町での職務経験等、必要な経験を考慮して報酬額を決定します。一定の条件を満たす場合、期末勤勉手当の支給があります。

### ◎募集職種及び勤務条件 ※別紙の募集職種一覧をご参照ください。

- (1) 任用期間  
原則として、任用日から令和9年3月31日まで。ただし、職種によっては任用期間が3月31日までではないものもあり。
- (2) 勤務時間及び勤務日  
原則、毎週月曜から金曜の午前8時30分から午後5時15分の時間となり、職種によっては始業・終業時刻が異なるもの、土日祝日が勤務の場合があります。
- (3) 報酬月額  
報酬月額は勤務日すべて勤務した場合です。勤務しない日があった場合には減額となります（欠勤・長期休業期間等）。  
また、本町での経験年数を加算します。表に記載されている報酬月額は、職場経験が全くない場合の初任給となっています。

(4) 期末勤勉手当

一定の条件を満たす場合、期末勤勉手当の支給があります。町条例に規定された支給月数で支給します（人事院勧告により支給月数が変動する場合あり）。また、任用初年度は、在職期間に応じて割り落としがあります。

(5) 健康保険、厚生年金、雇用保険（フルタイムは退職手当）、労災保険（公務災害補償）

各要件を満たす場合、適用があります。

(6) 年次有給休暇及びその他休暇、通勤手当又は通勤に係る費用弁償

◎応募上の注意点

次のいずれかの該当する方は申込みできません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者
- ・小国町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 応募方法

(1) 応募期間

令和8年2月10日（火）から2月27日（金）まで（郵送の場合、当日消印有効）

(2) 提出書類

※下記2つの小国町役場規定の様式をご提出ください。様式は小国町役場総務課にて配付、小国町役場ホームページよりダウンロードも可能です。

- ①（様式第2号）会計年度任用職員任用申出書 ②（様式第3号）履歴書

(3) 提出方法（問合せ先）

応募期間中に、小国町役場総務課へ持参もしくは下記宛先へ郵送してください。

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原 1567 番地 1 小国町役場総務課

※持参の場合：開庁日の午前8時30分から午後5時15分の間にご持参ください。

## 6. 選考及び任用

- 書類と面接による選考を行います。面接時期は、3月上旬に実施を予定しています。日程については電話又は郵送にてご連絡します。
- 合否結果は、3月中旬頃までに郵送にてお知らせします。
- 任用者の配属は、会計年度任用職員任用申出書及び面接により、適性を考慮して決定します。